

平成24年7月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 柴入貴和子

平成23年(ワ)第698号 賠償金請求事件

口頭弁論終結日 平成24年5月9日

判 決

川崎市川崎区宮本町1番地

原	告	川	崎	市
同代表者川崎市上下水道事業管理者	平	岡	陽	一
同訴訟代理人弁護士	橋	本	勇	成
同訴訟復代理人弁護士	羽	根	一	猛
同指定代理人	鈴	木	芳	寛
同	棟	澤	順	子
同	村	田	研	一
同	森	川	俊	明
同	竹	中	路	清
同	川	路	史	

川崎市多摩区登戸1768番地

被	告	株式会社吉孝土建
同代表者代表取締役	吉	澤 敏 行
同訴訟代理人弁護士	鈴 木	秀 男

主 文

- 被告は、原告に対し、1億4975万1000円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。
- この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告と藤木工業株式会社（以下「藤木工業」という。）が構成員であった藤木・吉孝共同企業体（以下「本件共同企業体」という。）との間で、原告を発注者、本件共同企業体を請負人として、別紙契約目録記載の各工事（以下「本件工事」という。）の請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結したが、同契約が引用する川崎市工事請負契約約款（以下「本件約款」という。）中に、請負人が、受注を目的とした行為につき、いわゆる談合行為を行い、公正取引委員会が排除措置命令や課徴金納付命令等を行い、この処分が確定したときは、請負人は原告に対し、賠償金を支払うとの規定があったところ、被告や藤木工業が談合行為を行い、公正取引委員会による処分がなされ、これが確定したと主張して、原告が被告に対し、本件請負契約に基づき、賠償金及びこれに対する約定の遅延損害金である年8.25パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（証拠等によって認定した事実は末尾に掲記した証拠等によりこれを認め、その余の事実は当事者間に争いがない。）

(1) 被告は、建設業に属する事業を主たる事業として営んでいる者であり、川崎市内に本店を置き、かつ、原告から下水管きょ工事（汚水や雨水を集め、下水処理場や放流先まで導くための排水管又は排水きょ（排水を目的として造られる溝状の水路をいう。）を新設又は補修する工事）についてAの等級に格付けされていた者である（甲7、9）。

(2) 原告は、平成20年9月8日、別紙契約目録記載1の工事にかかる入札情報を公表し、被告及び藤木工業は、同工事及びこれに附帯する事業を連帶して営むことを目的として、同月16日、本件共同企業体を設立した。なお、本件共同企業体の出資の割合は、藤木工業が70パーセント、被告が30パ

一セントであり、藤木工業が本件共同企業体の代表者であった。（甲1，18）

(3) 本件共同企業体は、別紙契約目録記載1の工事の入札に参加し、これを落札した（弁論の全趣旨）。

(4) 原告と本件共同企業体は、原告を注文者、本件共同企業体を請負人として、別紙契約目録記載の契約日に、同目録記載の各工事の請負契約を締結した。本件請負契約が引用する本件約款には、以下のとおりの規定がある。（甲は原告を、乙は本件共同企業体をいう。甲3）

(総則)

第1条1項 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

同第12項 乙が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。

(甲の解除権)

第48条第1項 乙が、契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

1号 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下「原処分」という。）又は独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。以下「審決」という。）を行い、原処分又は審決が確定したとき。

(不正行為に対する賠償金)

第53条第1項　乙は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の3に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1号 第48条第1項第1号に規定する排除措置命令又は当該排除措置命令に係る審決のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

2号 前号に規定するもののほか、原処分又は審決のうち、その対象となる行為が、甲に金銭的な損害を与えないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。

同第4項 第1項及び前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を甲に支払わなければならない。

(損害金等の遅延利息)

第54条第1項　乙は、第45条1項の規定による損害金、第47条第2項（第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違約金、第51条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を甲の指定する期間内に支払わないとき又は第51条第8項の規定により甲が定める期限内に乙が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、年8.25ペーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(5) 公正取引委員会は、平成22年4月9日、本件請負契約の対象とする工事を含む原告が一般競争入札の方法により発注する特定下水管きょ工事（川崎市内に本店を置き、かつ、原告から下水管きょ工事についてAの等級に格付

けされている者又はこれらの者を代表者とする特定建設工事共同企業体のみを入札参加者とする下水管きよ工事）について、受注価格の低落防止を図るため、受注を希望する者又は特定建設工事共同企業体（以下「受注希望者」という。）は、自己以外の入札参加の申込みを行った者に対して受注を希望する旨表明し、受注希望者が1名のときは、その者を受注すべき者又は特定建設工事共同企業体（以下「受注予定者」という。）とする、受注希望者が複数名のときは、工事の履行場所、過去に受注した工事との継続性等の事情を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する、受注すべき価格は、受注予定者（受注予定者が特定建設工事共同企業体である場合にあってはその代表者）が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格を上回る価格で入札する、入札を辞退するなどにより、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、原告発注の特定下水管きよ工事の取引分野における競争を実質的に制限していた（独占禁止法3条違反）として、被告及び藤木工業に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、藤木工業に対する各命令は審判請求されるとなく確定した（甲7ないし10）。

- (6) 本件請負契約の請負金額は4億9917万円であり、その10分の3に相当する額は1億4975万1000円である（甲12）。
- (7) 原告は、平成22年9月1日、被告及び藤木工業に対し、期間を同年11月30日までと定め、1億4975万1000円の賠償金の支払を請求した（甲11、12）。

2 爭点

- (1) 藤木工業に対する排除措置命令等の確定により、被告に対する賠償金の請求ができるか
- (2) 本件約款53条、48条1項は権利濫用等により無効か

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)（藤木工業に対する排除措置命令等の確定により、被告に対する賠償金の請求ができるか）について

【原告の主張】

共同企業体は、基本的には民法上の組合の性質を有するものであり、共同企業体の構成員が会社である場合には、共同企業体の各構成員は、共同企業体がその事業のために第三者に対して負担した債務につき、商法511条1項により連帯債務を負う（最高裁平成10年4月14日第三小法廷判決・民集52巻3号813頁。以下「平成10年判決」という。）のであり、本件約款1条12項、53条4項によつても、連帯債務を負うとされているところ、藤木工業に対する排除措置命令及び課徴金納付命令は審判請求されるとなく確定しているのであるから、本件共同企業体は、本件約款53条、48条1項に基づき、原告に対し賠償金支払債務を負い、それにつき被告も連帯債務を負うのである。

【被告の主張】

公正取引委員会は、被告に対し、平成22年4月9日、排除措置命令を発したが、被告は、公正取引委員会に対し、同年6月9日、上記排除措置命令に不服があるので、独占禁止法49条6項に基づき審判手続の開始を請求し、現在審判中である。そして、被告は、東京高等裁判所に対し、同月25日、上記排除措置命令につき執行免除の申立てをなし、同年8月30日、保証金として100万円を供託することにより、当該命令が確定するまでその執行を免れる旨の決定を得、被告は、同年9月2日、100万円を供託した。したがって、被告に対する原処分及び審決はいずれも確定していないから、本件約款53条、48条1項の要件を充足していない。

また、本件工事は藤木工業が全施工を行つたものであり、被告は、実質的には藤木工業との共同企業体ではなかった。

確かに、藤木工業の原告に対する債務は確定しているが、一人の連帯債務者に生じた事実は相対的な効力を有するにすぎないから、被告には影響しない。

(2) 争点(2) (本件約款 53条、48条1項は権利濫用等により無効か)について

【被告の主張】

本件約款 53条、48条1項は、原告が優越的地位を濫用して、いつのころからか契約の相手方である被告との間で協議をすることもなく突如一方的に挿入された条項であり、無効である。

独占禁止法2条9項5号のいわゆる優越的地位の濫用の法理は、独占禁止法に限らず、広く一般法理として妥当するものであるところ、本件約款 53条、48条1項は、独占禁止法2条9項5号ハ「その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し」たものに外ならず、権利濫用であり、かつ、公序良俗、信義則に反し、無効である。

【原告の主張】

被告は、川崎市内に本店を置き、かつ、原告から下水管きょ工事についてAの等級に格付けされていた経験を積んだ事業者であるところ、本件約款 53条、48条1項は、不正行為（カルテル・談合）の蔓延が社会的な問題となっていたことから、本件約款に設けられたものであること、本件約款は川崎市契約規則に基づくものであるが、入札手続当初から同規則等によることが明示され、本件約款の内容も一般に公開されていること、被告は本件請負契約を締結するまで、同様の工事請負契約を21件締結していること等からすれば、被告は、不正行為の蔓延が社会的な問題となっていること、本件約款には不正行為に対し賠償金を請求する規定があることを認識した上で（少なくとも、容易に認識できるのにそれを怠り）、本件工事の入札に応札し、本件請負契約を締結したのであるから、本件約款 53

条、48条1項が無効とされるべき理由はない。

また、本件請求は本件請負契約の債務不履行責任（独占禁止法違反、本件約款1条1項違反）を問うものであり、本件共同企業体が日本国の法令を遵守していれば賠償金を請求されることはないこと、本件請求は、行政上の制裁である課徴金制度とは趣旨目的が異なるものであって、行政上の制裁を二重に課すものではないこと等からすれば、本件請求が信義誠実の原則に違反することにはならない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（藤木工業に対する排除措置命令等の確定により、被告に対する賠償金の請求ができるか）について

(1) 被告は、公正取引委員会の認定した談合に関する合意は成立しておらず、この点につき、審判中であるから、本件約款53条、48条1項の要件を充足していないと主張する。

しかし、本件請求は、本件請負契約に関し、藤木工業に対する排除措置命令及び課徴金納付命令が確定したことにより、本件共同企業体が不正行為を行い、公正取引委員会による処分が確定したことになる結果、藤木工業とともに本件共同企業体を構成していた被告に対し、本件請負契約に基づき連帯責任を追求するものであるから（本件約款1条12項、53条4項）、被告が公正取引委員会の認定した談合に関する合意の成立を争い、審判中であっても、本件約款53条、48条1項の要件は充足していると認められる。

(2) 被告は、本件工事は藤木工業が全施工を行ったものであり、被告は、実質的には藤木工業との共同企業体ではないと主張し、藤木工業が本件工事の全施工をする旨の覚書（乙4）を提出しているが、これは、被告と藤木工業との間での内部的な取決めにすぎないから、上記覚書をもって、原告との間で、被告が本件共同企業体の一構成員としての責任を免れることはできないというべきである。

(3) また、被告は、連帶債務者の一人に生じた事由は他の連帶債務者に影響しないと主張するが、共同企業体は、基本的には民法上の組合の性質を有するものであり、共同企業体の構成員が会社である場合、共同企業体がその事業のために第三者に対して負担した債務について、各構成員は、商法511条1項により連帶債務を負う（平成10年判決）ものであり、また、本件約款1条12項、53条4項によても、共同企業体の構成員は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を原告に支払わなければならない（前提事実）とされているのであるから、藤木工業が本件共同企業体の一構成員として負担することを認めた損害賠償債務について、被告も連帶債務を負うものと認められる。

2 争点(2)（本件約款53条、48条1項は権利濫用等により無効か）について

(1) 前提事実、証拠（甲7、9、13ないし21）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 川崎市では、平成14年度に北部医療施設新設工事等において談合情報があり、これについて住民監査請求があつたが、この監査請求に伴い、監査委員から入札制度について、競争性、公正性、透明性の向上に努めるよう要望があつた。これを受け、原告が発注する公共工事等の入札、契約制度に関し、学識者等による川崎市入札・契約制度改革検討委員会（以下「本件委員会」という。）が設置された。

本件委員会は、平成16年1月、入札・契約制度改革についての提言を行い、その中で、現行の損害賠償金制度とは別に、受注に関連する不正行為に関して反則金を請求する制度を設けること、反則金は契約金額の30パーセントを上限とするなどの入札妨害等の不正行為に対するペナルティを強化することを提言した。本件委員会の議事録及び提言内容は一般にも公開されていた。

原告は、本件委員会の提言を受けて、本件約款53条、48条1項を設

けた。

イ 本件請負契約の入札手続においては、事前に、公告に定めるものほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等に定めるところによることが明らかにされており、また、川崎市契約条例等及び本件約款の内容は一般に公開されていた。

ウ 原告は、下水管きょ工事のほとんど全てを一般競争入札の方法により発注していた。一般競争入札においては、原告が、有資格者（原告が競争入札の参加資格要件を満たす者として登録している事業者をいう。以下同じ。）又は有資格者を構成員とする特定建設工事共同企業体を対象に、公告により所定の条件を付して入札の参加希望者を募り、参加の申込みを行わせて、当該条件を満たす参加希望者の全てを当該入札の参加者としていたが、原告は、下水管きょ工事の有資格者を、その事業規模等によりA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けしており、下水管きょ工事の予定価格がおおむね2億円以上7億円未満の工事については、発注に当たり、公告により、川崎市内に本店を置き、かつ、Aの等級に格付けされている者を代表者とする特定建設工事共同企業体であることを入札参加の条件とし、当該条件を満たす者のみを当該工事の入札参加者としていた。

エ 被告は、本件約款53条、48条1項が設けられてから本件請負契約を締結するまで、本件請負契約と同内容の契約を21件締結していた。

(2) 被告は、本件約款53条、48条1項は、優越的地位を濫用して一方的に挿入したもので無効であるとか、優越的地位の濫用の法理（独占禁止法2条9項5号）に照らし、権利濫用、信義則違反等により無効であるなどと主張する。

前提事実及び上記認定事実によれば、本件約款53条1項は、原処分等の対象となる行為が原告に金銭的な損害を与えないものであるときは賠償責任を免れる旨規定していること、同条及び48条1項が入札妨害等の不正行為

に対するペナルティとして設けられたものであることからすれば、本件約款 53条、48条1項は、被告らが不正行為を行い、かつ、公正取引委員会の処分が確定した場合、原告に生じた損害の算定方法を予め定めておくことにより、原告の損害の立証の負担を軽減すると共に、不正行為の抑止を目的としたものと解される。このような本件約款53条、48条1項の趣旨、目的は正当であり、また、予定された損害賠償額が著しく不当に高額であると認めるに足りる証拠はない。さらに、上記認定事実のとおり、本件約款53条、48条1項が設けられた経過は一般に公表されており、川崎市契約規則等や本件約款も公表されていること、被告は、原告から下水管きよ工事についてAの等級に格付けされていた経験を積んだ事業者であり、本件約款53条、48条1項が設けられてから本件請負契約を締結するまで、本件請負契約と同内容の契約を21件も締結していたことからすれば、被告は、本件約款53条、48条1項が本件請負契約の内容となっていることは十分認識した上で、任意に入札に参加したものと認められる。また、本件約款53条、48条1項は、被告らが談合等不正行為を行い、かつ、公正取引委員会による処分が確定しなければ適用されないものであり、適用範囲は適正に限定されていると認められる。

以上によれば、本件約款53条、48条1項は、原告が優越的地位を濫用して一方的に挿入したものであるとか、取引の相手方に不利益となるような取引の条件を一方的に設定した条項であるとは認められず、優越的地位の濫用の法理に照らしても、同条項が、権利濫用等により無効であるとは認められない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判官 鈴木千恵子

これは正本である。

平成24年7月4日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 柴 入 貴和

